

(1) 市有施設

事業 No.	事業区分	事業名	事業方針	担当課	取組内容（H29～R1）	削減・収入額 （H29～R1） （単位：千円）	R2末時点 の進捗状 況	未完了・検討終了理由	9次への 引継ぎ （案）	9次における位置付け	備考
1	市有施設の 適正配置	小泉保育園と北野保育園 の統合	小泉保育園と北野保育園 の統合に向けた検討を行 い、整備を進めます。	子ども支援 課	①建設候補地の検討 ②他事業との優先度の比較検討	－	検討終了	発達支援センター統合事業と優 先度を比較検討し、8次総前期か ら整備に向け準備を進めること とした	×	－	－
2	市有施設の 適正配置	発達支援センター「なか よし」と「ひまわり」の 統合	発達支援センター「なか よし」と「ひまわり」の 統合・移転の方針を決定 します。	子ども支援 課	①先進地視察 ②候補地、整備規模の検討 ③庁内WGの開催 ④保護者、指定管理者との意見 交換	－	未完了	統合を進める方向で決定。現在 はソフト・ハード両方のワーキ ングを立ち上げ検討を進めてお り、引き続き統合に向けて取り 組む	○	柱1：公共施設等 方針①：公共施設等適正 配置計画に基づく施設の統 廃合の推進	－
3	市有施設の 適正配置	坂上児童館の機能統合	坂上児童館を子ども情報 センター又は養正公民館 に機能統合を進めます。	子ども支援 課	①公共施設適正配置計画に位置 づけ、児童館整備計画策定 ②坂上児童館と養正公民館の統 合案策定 ③機能統合後の坂上児童館の扱 いについて区と協議	1	未完了	令和4年度での供用開始に向 け、地元と調整中	○	柱1：公共施設等 方針①：公共施設等適正 配置計画に基づく施設の統 廃合の推進	－
4	市有施設の 適正配置	本土児童館の機能統合	本土児童館を精華公民館 に機能統合を進めます。	子ども支援 課	①利用者説明会の開催 ②地域との協議 ③機能統合後の施設設計 ④公共施設適正配置計画に位置 づけ、児童館整備計画策定 ⑤施設改修を行い、機能統合が 完了。R2.3.27竣工式、4.1供用 開始	1	完了	－	×	－	－
5	市有施設の 適正配置	かさはら福祉センターの 整理	かさはら福祉センターの 譲渡や貸与を含めた将来 の方針を決定します。	福祉課	①公共施設適正配置計画におい て、他施設への機能集約を決定 ②地元区長他関係者への説明 ③次期指定管理期間（R3～R7） は現状維持とし、同期間中に方 針を再検討	－	未完了	かさはら福祉センターの存続を 求める意見が多数寄せられたた め、今後短期間での廃止決定に は慎重になるべきと判断。令和 3年度からの次期指定管理期間 （5年間）の中で、かさはら福 祉センターの今後の方向性を検 討する	○	柱1：公共施設等 方針①：公共施設等適正 配置計画に基づく施設の統 廃合の推進	・事業名を見直し、9次行革にお いて一定の方向性を示す （例）「かさはら福祉センター の方針策定」

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

6	市有施設の適正配置	平和マレットゴルフ場の整理	平和マレットゴルフ場の廃止に向けた手続きを進めます。	文化スポーツ課	①平成31年3月31日付で体育施設としての施設廃止 ②令和元年度当初予算に、マレットゴルフ場廃止に伴う人工工作物撤去工事費を計上済	－	完了	－	×	－	－
7	市有施設の適正配置	旧勤労青少年ホーム（こけいざん森の家）の整理	勤労青少年ホーム廃止時の方針に従い、平成29年度で貸付を終了し、施設を解体します。	産業観光課	①市費を一切投入しないことを前提として、利用者団体に平成30年4月1日から令和3年3月31日まで無償貸付	-4,182	完了	－	×	－	－
8	市有施設の適正配置	旧市之倉体育館の整理	旧市之倉体育館の貸出を停止し、施設の処分を進めます。	文化スポーツ課	①平成30年8月末、市之倉体育館解体工事完了 ②平成30年6月末、市之倉運動広場駐車場内に仮設トイレを設置	－	完了	－	×	－	－
9	市有施設の適正配置	旧保健センターの整理	精華愛児幼稚園の移転に合わせて旧保健センター施設を解体します。	保健センター	①施設の維持管理 ②施設のアスベスト調査 ③施設の水道料、保険費用などの見直しによる経費削減 ④旧愛児幼稚園, 旧保健センター解体工事 (R2. 3月解体完了), 借地の返還	-1,599	完了	－	×	－	－
10	市有施設の適正配置	笠原中央公民館（アザレアホール）の機能縮小	アザレアホールの機能縮小（どん帳、反響板等の落下のおそれのある吊り物の撤去。現機器の状況に応じた範囲での使用に縮小）を行います。	文化スポーツ課	①関係課と検討し、方針案作成 ②第8次行革と適正配置計画に掲げられている施設の一体的な整理を踏まえ、「ホール解体」の方向で、関係課と協議 ③地元区長、住民、施設利用者へ説明	－	未完了	かさはら福祉センターの統合については、反対意見が多く、かさはら福祉センターを除く修正案をまとめ、市民説明会を開催。アザレアホールが解体されるまでが事業であり、第9次行革に引き継ぐ	○	柱1：公共施設等 方針①：公共施設等適正配置計画に基づく施設の統廃合の推進	－
11	市有施設の適正配置	老朽化した市営住宅の集約化	集約用住宅により移転を促すなど、老朽化した市営住宅の集約を更に進めます。	建築住宅課	①高根団地木造平屋建住宅を建設 ②高根団地（低層）の集約化に関する地元説明会、個別移転交渉 ③各地住宅の用途廃止及び解体工事 ④移転補償費の支出	251,654	未完了	令和2年4月1日時点で、集約化の対象としている住戸が、129棟572戸ある中、入居者が284人残っており、今後も、移転交渉を進めていく予定	○	柱1：公共施設等 方針①：公共施設等適正配置計画に基づく施設の統廃合の推進	－

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

12	市有施設の適正配置	児童遊園の統廃合	利用頻度や公園機能等の状況に応じて児童遊園を統廃合します。	緑化公園課	①小規模な児童遊園の統廃合の必要性について検討 ②関連法、基準を精査し、課題抽出 ③地域住民との協議 ④2箇所の子児童遊園を廃止	148	未完了	地元住民の同意を得るのに時間を要し、140箇所のうち2箇所の廃止にとどまっている。ほとんど利用実態がないが、維持管理費を要するものもあり、統廃合も含めた複合的な対策を継続実施する必要がある	○	柱1：公共施設等方針①：公共施設等適正配置計画に基づく施設の統廃合の推進	—
13	市有施設の適正配置	地域拠点施設の配置方針の策定	複数の機能を集約した地域拠点施設の在り方を検討し、配置方針を策定します。	公共施設管理課	①地域拠点施設の内容に関する検討 ②庁内WG、関係課ヒアリングの実施 ③地域利用施設の方向性について市民説明、意見聴取を実施 ④公共施設適正配置計画の策定により、地域の実情に即した施設配置のあり方を示した	—	完了	—	×	—	—
14	市有施設の適正配置	余裕教室の転用による学校財産の有効活用	余裕教室を学校施設以外に転用、利活用します。	公共施設管理課	①学校施設の転用・利活用策の調査、研究 ②各小学校における余裕教室の現状把握 ③実情に即した転用・利活用策の検討	—	未完了	今後も児童の減少が見込まれることから、引き続き余裕教室の転用による学校財産の有効活用の検討を行っていく必要がある	○	柱1：公共施設等方針①：公共施設等適正配置計画に基づく施設の統廃合の推進	—
15	市有施設の長寿命化	計画的な施設の長寿命化の実施	施設（インフラ含む）の状況や今後の利用を踏まえて、長寿命化を図ります。	公共施設管理課	①公共施設適正配置計画に伴い、長寿命化する施設を選定 ②公共施設長寿命化計画を策定 ③長寿命化工事に要する費用の予算化 ④インフラ施設の個別施設計画に関する連携・調整	—	完了	—	○	柱1：公共施設等方針②：公共施設等長寿命化計画に基づく施設の適正管理（施設維持コストの縮減）	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う
16	市有施設の長寿命化	公共施設カルテの整備	施設の現状を認識し、市有施設を最適な状態で維持するため、施設カルテを管理していきます。	公共施設管理課	①47施設のカルテを整備 ②所管課によるカルテの情報更新 ③工事履歴を適宜情報更新	—	完了	—	×	—	—
17	市有施設の長寿命化	市有施設の予防修繕の基準策定	計画的な予防修繕を行うため、予防修繕（計画修繕）基準を策定します。	公共施設管理課	①大規模修繕の優先度判定基準を更新し、当面必要な予防修繕への予算配分が可能となった	—	完了	—	×	—	—

資料2：第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

18	市有施設の長寿命化	市有施設の日常的な点検の徹底	市有施設を最適な状態で維持するため、日常点検マニュアルを見直し、点検実施を徹底します。	公共施設管理課	①日常的・定期的な点検実施のための新マニュアル作成 ②施設所管課と管理者を対象とした説明会を実施 ③点検の実施状況を定期的に確認するなど指導	－	完了	－	×	－	－
19	市有地の有効活用	市有地有効活用のための手法の検討	公有資産台帳を活用し、運用可能な資産を規模や状況ごとに分類し、運用ルール等を検討します。	総務課	①公有財産台帳管理システムの異動入力完了 ②運用ルールの検討	－	完了	－	×	－	・事業No. 20と統合
20	市有地の有効活用	未利用又は利用頻度の低い市有地の処分	未利用又は利用頻度の低い市有地を積極的に処分します。	総務課	①未利用地リストの作成 ②未利用地の処分実施（63件、用途廃止した法定外公共物44件を含む）	－	完了	－	○	柱2：業務カイゼン方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	【基本的取組姿勢として継続】 ・事業No. 19と統合
21	市有地の有効活用	不動産業者を介した市有地の売却	公売で落札者が決まらなかった市有地を不動産業者を介して積極的に売却します。	総務課	①宅建協会との協議、空き地バンクへの登録による情報提供 ②不動産業者に委託するための諸条件に対応するための費用を検討	－	検討終了	不動産業者に委託するための諸条件（公売物件の境界確定、公売価格の適正化等）への対応に多額の費用を掛けるだけのメリットがないため導入見送り	×	－	－

(2) 業務改革

事業 No.	事業区分	事業名	事業方針	担当課	取組内容 (H29～R1)	削減・収入額 (H29～R1) (単位:千円)	R2末時点 の進捗状 況	未完了・検討終了理由	9次へ の引 継ぎ (案)	9次における位置付け	備考
22	業務改善	職員の生産性の向上	職員の生産性の向上を図るため、事務を効率化する手法の検討や職員研修を進めます。	人事課	①人材育成基本計画の実施及び生産性向上プロジェクトによる職場環境改善を推進 ②人事異動に関する基本ルール設定 ③職員のメンタルヘルス対応 ④専門研修機関での受講を強化	—	完了	—	○	柱2：業務カイゼン 方針①：5 S+Sやカイゼンによる生産性の向上	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う ・事業No. 24と統合
23	業務改善	5 S+S（節約）の推進	従来の5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰 ^{シツク} ）にS（節約）を加えた取組を推進します。	総務課	①5 Sフロアリーダーによる、内部チェック（担当部署）、外部チェック（他部署） ②議会開催月を、5 S強化月間とし、5 S及びS（節約）の取組強化	—	完了	—	○	柱2：業務カイゼン 方針①：5 S+Sやカイゼンによる生産性の向上	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う
24	業務改善	職員の市民対応能力の向上	職員の対応能力の向上に向けた新たな職員研修やおもてなしの手法について更なる取組を実施します。	人事課	①電話応対研修を実施 ②フロアごとにおもてなしリーダー、各課におもてなし担当を指名し、おもてなしチェックを実施 ③おもてなしマニュアル改訂。 ④1～2月に市民満足度アンケートを実施し結果を全庁周知 ⑤市町村研修センター等の集団研修	—	検討終了	職員の市民対応能力の向上を図ることは、継続的に取り組む必要がある	○	柱2：業務カイゼン 方針①：5 S+Sやカイゼンによる生産性の向上	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う ・事業No. 22と統合
25	業務改善	市民に分かりやすい文書等への見直し	市民に分かりやすい印刷物等を作成するため、使用する言葉や表示方法などを見直します。	総務課	①市民への分かりやすい印刷物等の作成項目を追加した文書作成マニュアルの改訂作業	—	検討終了	現在の文書作成マニュアルについて見直しを行ってきたが、大きな改定・追加の必要はないと判断。 この為、次年度に現在の文書作成マニュアルの微修正を行い、職員へ広く周知を行う予定	×	—	—
26	業務改善	文書送達業務の運用形態の見直し	送達業務について業者委託から直接配送への移行を検討します。	総務課	①業務形態変更（委託→直営）に関するコスト試算の結果、経費削減とならない、臨時職員の安定確保、事故等発生時の対応処理、専用車両の確保といったデメリット多数を把握	135	検討終了	業務形態変更（委託→直営）によるデメリットを多数把握したため	×	—	—

資料2：第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

27	行政サービスの見直し	補助金等の見直し	補助金及び交付金等について公平性及び公益性の視点から効果を検証し、見直します。	財政課	①見直しに向けた各課補助金調査 ②補助金見直し市民委員会の設置及び各補助金の効果検証 ③委員会意見書の確認 ④廃止に伴う例規改正	—	完了	—	○	柱2：業務カイゼン 方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う
28	行政サービスの見直し	農業祭の運営方法の見直し	来場者の分析を行いながら運営内容について見直します。	産業観光課	①野菜コンテストの出品野菜を来場者へプレゼントする企画を継続 ②Facebookに専用ページ作成しSNSを情報源とする若い世代を中心に情報提供 ③出展者より出店料徴収	—	完了	—	×	—	—
29	行政サービスの見直し	タイルPR事業（旧窯ぐれ祭り）への支援の見直し	タイルPR事業支援の趣旨を明確にし、補助制度を見直します。	産業観光課	①業界団体と交渉の上、令和2年度から補助額の削減で合意	—	完了	—	×	—	—
30	行政サービスの見直し	建築建材展への支援の見直し	モザイクタイルミュージアムの建設に伴う産業振興スペースの設置を機に、建築建材展出展補助制度を見直します。	産業観光課	①モザイクタイルミュージアムの収益状況の確認 ②モザイクタイルミュージアムの産業振興への役割検証 ③業界団体との交渉により、令和2年度から補助額の削減を行うことで合意	—	完了	—	×	—	—
31	行政サービスの見直し	七夕まつりへの補助の見直し	七夕まつりへの補助制度を見直します。	産業観光課	①補助金の削減について、多治見市商店街連合会と調整し、削減を実施。銀座商店街では「たじみ銀ぶら市」、ながせ商店街では「夏のカーニバル夏の夜まつり・出逢いまつり」と「ながせ商店街写真展」を開催。商店街全体で延べ2万人以上の人出となった	-300	完了	—	×	—	—
32	行政サービスの見直し	太陽光発電システム普及促進事業補助の廃止	メガソーラーを対象とした太陽光発電システム普及促進事業補助制度を廃止します。	環境課	①太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱（メガソーラー補助）廃止（H30年4/1施行） ②住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱の補助メニュー見直し（H30年4/1施行）	-18,393	完了	—	×	—	—

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

33	行政サービスの見直し	民間保育所への代替用臨時職員雇用対策事業補助の見直し	民間保育所に対する、市単独補助金の縮小を進めます。	子ども支援課	①従事者共済費補助金及び代替用臨時職員雇用対策事業補助金について、消費税増税に伴う公定価格上昇を前提に、H30年度から1/3ずつ段階的に縮小し、R元年度で終了	-8,956	完了	-	×	-	-
34	行政サービスの見直し	民間保育所への職員待遇改善事業費補助の見直し	民間保育所に対する、市単独補助金の縮小を進めます。	子ども支援課	①職員待遇改善事業補助金について、消費税増税に伴う公定価格上昇を前提に、H30年度から1/3ずつ段階的に縮小し、R1年度で終了	-9,324	完了	-	×	-	-
35	行政サービスの見直し	障がい者への自動車改造・運転免許取得補助の見直し	自動車改造・運転免許取得補助の助成対象を見直します。	福祉課	①補助対象者に所得制限を設定 ・運転免許取得補助 市民税所得割非課税世帯 ・自動車改造費補助 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条の規定を準用	-2,479	完了	-	×	-	-
36	行政サービスの見直し	精神障害者交通費助成事業費の見直し	精神障がい者が作業所等へ通所するための交通費助成について助成額を見直します。	福祉課	①助成対象と助成率を見直し ・助成対象 市民税非課税世帯のみ ・助成率 上限2/3から5割に引き下げ	-318	完了	-	×	-	-
37	行政サービスの見直し	知的障害者交通費助成事業費の見直し	知的障がい者が通勤等するための交通費助成について助成額を見直します。	福祉課	①助成対象と助成率を見直し ・助成対象 市民税非課税世帯のみ ・助成率 上限7割から5割に引き下げ	-2,094	完了	-	×	-	-
38	行政サービスの見直し	障害者外出助成事業費の見直し	タクシーチケットの支給要件を見直します。	福祉課	①支給要件の見直し (1)身体障害者手帳1,2,3級、療育手帳A, A1, A2, B1、精神障害者手帳1,2級の者に縮小 (2)身体障害者4級のうち下肢及び体幹障害、視覚障害者は引き続き助成 ※65歳以上又は市民税非課税の条件をなくし、対象範囲を拡大する。	-8,686	完了	-	×	-	-

資料2：第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

39	行政サービスの見直し	障害者就労支援利用促進事業費の見直し	障がい者就労支援サービスの自己負担額を助成する制度について廃止を検討します。	福祉課	①事業の廃止 ②市民への周知（窓口案内） ③事業所への周知	-3,930	完了	-	×	-	-
40	行政サービスの見直し	予防接種事業の公費負担割合の見直し	各種予防接種事業の自己負担額や単価を見直します。	保健センター	①高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担について、医師会と調整し増額 自己負担額 平成29年度1,800円→平成30年度2,000円 ②高齢者インフルエンザ個別通知を廃止（560万円の削減）	-9,833	完了	-	×	-	-
41	行政サービスの見直し	検診事業の公費負担割合の見直し	各種がん検診事業の自己負担額や単価を見直します。	保健センター	①大腸がん検診の自己負担金を、300円→500円に増額 ②大腸がん検診県補助金がH29より3年間創設され、40～69歳の自己負担金を無料とした（10割補助） ③前立腺がん検診の自己負担金を500円→800円に増額	8,349	完了	-	×	-	-
42	行政サービスの見直し	奨学資金貸与事業の廃止	大学生向け貸与型奨学金制度を廃止します。	教育総務課	①奨学資金貸与事業は、新規受付は平成29年度終了 ②平成29年度に給付型奨学金制度の導入を決定し、平成30年度からの実施を決定	-6,240	完了	-	×	-	-
43	行政サービスの見直し	勤労者生活安定資金預託金の見直し	利用実態に鑑み、規模を縮小します。	産業観光課	①本制度の取扱い金融機関を東海労働金庫のみに変更（東濃信用金庫への預託を終了） ②東海労働金庫への預託金額を貸付残高に見合った金額へ減額（1500万円→500万円）	-75,000	完了	-	×	-	-
44	行政サービスの見直し	街頭消火器設置事業の見直し	街頭消火器設置数の削減を検討します。	消防総務課	①町内会ごとの街頭消火器設置図を作成。過密地域等の再設置により設置個所を平準化（設置数1割削減）し削減。20世帯に1本の方針は継続。 ②撤去となる場合の現状復旧、再設置に係る住民説明	-1,552	完了	-	×	-	-

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

45	行政サービスの見直し	地方公会計改革支援業務委託の縮小	外部委託支援業務内容を精査し、委託費の削減を進めます。	財政課	①財務書類4表作成のための助言指導の回数を減らし、委託料を削減	-7,511	完了	-	×	-	-
46	行政サービスの見直し	電力自由化に伴う電気料金の削減	公共施設の電力購入先として、特定規模電気事業者への移行を検討します。	総務課	①中部電力と特定規模電気事業者とのコスト等比較検討を実施。安定供給、地域貢献度等を総合的に判断し、中部電力と電力需給契約を締結（高圧施設52施設）	-60,000	完了	-	×	-	-
47	行政サービスの見直し	ガス導入方法の見直し	公共施設のガス導入方法について個別に施設の特性を考慮しながら、LPGガスの継続又は都市ガスの導入について検討します。	総務課	①都市ガスに移行した場合の費用検討 ②初期費用、本庁舎建て替えを鑑み、現本庁舎での移行はメリットが少ないため導入見送り	-	完了	-	×	-	-
48	行政サービスの見直し	母子・父子福祉センター機能の廃止	総合福祉センター内にある母子・父子福祉センター機能を廃止します。	子ども支援課	①センター廃止に向けて事業仕分けを行い、継続事業を抽出して事業費を推計 ②令和2年度末でセンターを廃止（R2.6月議会提出）し、機能は委託又は代替サービスの活用で継続することを庁内で確認	-	完了	-	×	-	-
49	行政サービスの見直し	笠原親子ひろばの廃止	笠原親子ひろばを廃止し、笠原地域子育て支援センターへ機能統合します。	子ども支援課	①親子ひろばの廃止を決定し、ひろばを除いた笠原児童館指定管理者の公募・選定を実施、R2.3.31をもってひろば廃止 ②利用者との意見交換、パブリックコメント実施、掲示による周知	-	完了	-	×	-	-
50	行政サービスの見直し	水道検針業務の隔月実施	水道検針業務を毎月実施から隔月実施へ変更します。	上下水道課	①料金システム、検針システムにつき、隔月検針に対応するためのシステム改修 ②各戸チラシ配布、広報、ホームページ、FMビビ、不動産協会への周知など、多様な方法により周知	-29,700	完了	-	×	-	-

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

51	行政サービスの見直し	地区事務所体制の見直し	利用実態を検証し、地区事務所の体制について検討します。	市民課	①1月から5つの地区事務所について、開所時間を1時間短縮し、9時～13時までとした ②証明書発行件数、時間別来所者を月ごとに把握 ③調査の結果、コンビニ交付への参入は行わない方針を決定 ④地区事務所業務の郵便局への委託について情報収集を実施	—	未完了	地区事務所業務の郵便局や公民館への委託について、調査研究をもって8次行革を終えるため、調査研究の結果を受けて地区事務所体制の見直しの可否を判断していく必要があるため	○	柱2：業務カイゼン 方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	—
52	新たな収入確保	使用料等の見直し	使用料や手数料等について受益と負担を考慮しながら適正な額となるよう引き続き見直しを進めます。	財政課	①各課要望や利用状況を踏まえ減免団体及び減免割合を見直し、減免規則を改正 ②R2年度使用料等の定期見直しに向け、基準の素案作成 ③R元年10月からの消費税増税に伴う使用料等の見直し	—	完了	—	○	柱2：業務カイゼン 方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	【基本的取組姿勢として継続】 ・総合計画「柱6：行財政運営」において進捗管理を行う
53	新たな収入確保	水道開閉栓手数料の導入	水道開閉栓手数料を導入します。	上下水道課	①料金システムにつき、開閉栓手数料に対応するためのシステム改修を実施 ②各戸チラシ配布、広報、ホームページ、FMビビ、不動産協会への周知など、多様な方法により周知	13,020 (収入増加)	完了	—	×	—	—
54	新たな収入確保	市道等埋設ガス管からの占用料徴収	ガス管の埋設に係る道路等の占用料徴収を進めます。	道路河川課	①道路占用料徴収条例の一部改正（平成30年4月1日適用） ②占用システムデータ整理（既存物件調査、データ入力、許可済み物件との照合実施） ③ガス事業者11社へ事業説明	11,774 (収入増加)	完了	—	×	—	—
55	新たな収入確保	新たな広告媒体やネーミングライツ事業の検討	民間事業者からの広告媒体提案等の募集やネーミングライツ事業を実施します。	財政課	①総合体育館、文化会館及び歩道橋、学習館について、契約更新 ②新規施設の開拓検討 ③広報紙、ホームページ、ごみ収集袋等に広告を掲載。新たな広告媒体について、他市の状況を調査	—	未完了	ネーミングライツ事業は、現施設の契約更新意向を得て、収入確保を堅持しているため、完了と捉えることもできる。しかし、新たな事業対象施設の検討について、引き続き研究すべきと考え未完了とした	○	柱2：業務カイゼン 方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	・事業No. 56と統合
56	新たな収入確保	市有施設の広告スペースとしての活用	広告収入を増やすため、市有施設の広告スペースとしての活用を拡大します。	総務課	①広告業者との協議により、本庁舎の広告スペースとしての活用は困難と結論 ②駅北庁舎の有効な広告スペースについて協議。	—	完了	—	○	柱2：業務カイゼン 方針②：行政サービスの縮小・見直し・廃止や受益者負担等の増額・見直し・新設	・事業No. 55と統合

資料2：第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

57	新たな収入確保	福祉施設の占有使用料の見直し	福祉施設の専用使用料見直しについて検討します。	福祉課	①目的内利用料の徴収について是非を検討 ②次年度に方針を決定（現行どおりとする方向）	－	検討終了	目的内使用に関する使用料はこれまで通り徴収しないこととしたため	×	－	－
----	---------	----------------	-------------------------	-----	---	---	------	---------------------------------	---	---	---

(3) 人 財 ・ 組 織

事業 No.	事業区分	事業名	事業方針	担当課	取組内容（H29～R1）	削減・収入額 （H29～R1） （単位：千円）	R2末時点 の進捗状 況	未完了・検討終了理由	9次への 引継ぎ （案）	9次における位置付け	備考
58	人財育成、働き方	職員提案の活発化	職員提案をより活発にするため、職員提案制度を見直します。	企画防災課	①職員提案規程を見直し、職員提案・改善報告を制度化（平成31年2月1日施行）	—	完了	—	×	—	—
59	人財育成、働き方	自己啓発の推進	多種多様化する市民ニーズに対応するため、職員自らがスキルアップする仕組みを見直します。	人事課	①各職位の基本的な職務・求められる能力・態度を体系的に整理し階層別研修メニューの見直し ②資格・免許の取得に係る支援制度の見直し新支援体制を施行 ③第2次人材育成計画の取組結果を踏まえ、第3次計画策定	—	完了	—	×	—	—
60	人財育成、働き方	再任用制度の運用の見直し	再任用期間の延長による課題（昇格抑制・採用抑制）に対応するため、再任用制度を見直します。	人事課	①再任用職員を専門分野や一般業務の担当として配置 ②定年延長制度を見据えた制度の検討	—	検討終了	検討事項とされていた再任用職員となる際の職務の級や定数上の取扱いについては、検討の結果、今後も引き続き国に準拠し、運用することとした	○	柱3：人財・組織 方針①：職員の年齢構成の平準化、行政ニーズに応じた人財の確保・育成	・事業名を見直す （例）「専門職確保に向けた再任用職員制度の見直し」
61	人財育成、働き方	昇格試験制度の見直し	職員の意欲の向上、組織の活性化に資するよう昇任・昇格制度を検証し、見直します。	人事課	①現行の管理職試験及び総括主査試験を継続することとし、両試験の得点配分において日々の業務の評価を重要視化し、勤務評定結果の配分を5%重くすることとした	—	完了	—	×	—	—
62	人財育成、働き方	採用試験方法の見直し	優秀な人財を確保するため、正規職員等の採用試験方法を見直します。	人事課	①官公庁の試験日が集中するため、6月から7月上旬へ変更し、受験者数が増加 ②調理員を2名確保 ③幼保独自の就職説明会を実施、昨年度より応募者数増加、3名採用 ④一般事務の民間企業経験者採用を実施。転職サイトを利用し、7月試験では72名の応募から7名採用	—	未完了	採用試験方法については、スケジュール時期の検討・統一試験日より前倒しでの試験実施、積極的なPR活動等を行ってきているが、新卒採用市場は経済や政治等様々な面に影響され変化していくため、今後も市場動向を把握し、採用方法を見直していく必要がある	○	柱3：人財・組織 方針①：職員の年齢構成の平準化、行政ニーズに応じた人財の確保・育成	—

資料2：第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

63	人財育成、働き方	非常勤職員制度の見直し	優秀な人財を確保するため、非常勤職員制度を見直します。	人事課	①会計年度任用職員給与条例を制定し、関係する例規を整備。人事給与システムを新制度に対応するよう改修	—	完了	—	×	—	—
64	組織再編	公共施設管理室の体制強化及び営繕業務体制の方針決定	市有施設の適正配置を進めるために職員体制の強化を図り、室から課へ移行します。併せて関係する営繕業務の体制の方針を決定します。	企画防災課	①R2年度から公共施設管理課を設置 ②営繕業務は現行（建築住宅課と教育総務課の2課体制）のままとする	—	完了	—	×	—	—
65	組織再編	人口対策推進部署の設置	人口対策中期戦略を着実に実行するために室を設置します。	企画防災課	①総合計画ヒアリングに合わせ各課へヒアリングを実施し、意匠研究所修了生への奨励金支援、農地付空き家への助成事業を検討 ②人口減少対策を実施するための移住定住推進室を平成30年4月1日から設置	—	完了	—	×	—	—
66	組織再編	地域力向上推進部署の検討	各地域における地域力向上のための組織づくり支援体制を検討します。	企画防災課	①くらし人権課にワンストップ窓口及び地域力向上推進プロジェクトチームをH30年4月1日から設置 ②笠原校区の地域力は継続的な支援が必要なため、高齢福祉課とくらし人権課が連携して支援を行う	—	完了	—	×	—	—
67	組織再編	水道部の再編	下水道事業の公営企業化を機に、事務の合理化による経営基盤を強化するため、水道部を再編します。	上下水道課	①H30年度より水道部の組織再編を実施。下水道・農業集落排水事業の公営企業会計化を実施し、経営的な視点で運用	—	完了	—	×	—	—
68	組織再編	消防本部の再編	事務の効率化を進めるため、消防本部の3課（消防総務課、予防警防課、通信指令課）を再編します。	消防総務課	①消防本部の体制を再編し、所掌事務及び人員配置の方向性を部内でまとめた ②全県一区又は東濃五市による共同運用への動向を確認	—	未完了	「通信指令業務の共同運用」は、現在、全県一区に向け検討するとしており、その方向性が定まっていないため。	○	柱3：人財・組織方針②：総合計画事業の実行・実現や効率的な組織を目指し、組織や事務分掌を見直す	・事業名を見直す (例)「通信指令業務の運用方針の見直し」

資料2 : 第8次行政改革の取組内容及び第9次への引継方針

69	組織再編	状況等を見据えた組織の見直し	事務事業の進捗や社会情勢の変化等に対応するため、柔軟に組織機構を見直します。	企画防災課	①企業誘致課は高田テクノパークを整備し企業誘致を進めることとしたため、組織の見直しを行わない ②市街地整備課は駅南再開発事業が終了するまでの当面の間継続 ③全庁的組織再編に向けた検討	—	未完了	状況に合わせて見直しを行っている一方、事務事業の進捗や社会情勢は常に変化し、組織再編には終わりが無い	○	柱3：人財・組織 方針②：総合計画事業の実行・実現や効率的な組織を目指し、組織や事務分掌を見直す	—
70	組織再編	定員適正化計画（第5次）の策定	第4次計画を着実に実行するとともに、第5次計画を策定します。	人事課	①第4次計画に基づいた採用計画を作成し、必要な職員採用を実施 ②職員体制のあり方の検討 ③第5次定員適正化計画の策定に向け、関係部署とのヒアリング等を実施	—	完了	—	○	柱3：人財・組織 方針②：総合計画事業の実行・実現や効率的な組織を目指し、組織や事務分掌を見直す	【基本的取組姿勢として継続】 ・事業名を見直す (例)「定員適正化計画の着実な運用」
71	行政サービスの役割分担	市民活動団体・NPOとの連携	市と市民活動団体・NPO等との連携を進めます。	くらし人権課	①NPO法人設立認証事務 1件 ②設立補助金の交付 1件 ③「ぼろと多治見」を中心に新たな人財発掘の試みを展開 ④活動団体交流会の実施。NPO法人等へ各種補助制度について情報提供 ⑤庁内へNPO法人の活用を呼びかけ	—	未完了	NPO法人への委託等について取組を行ってきたが、市の業務に関連した事業を行っていない法人も多く、市との連携は厳しいところ	○	柱3：人財・組織 方針③：地域力向上団体、NPO等との連携促進(新)	—
72	行政サービスの役割分担	公立幼稚園・保育園の設置・運営の見直し	子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園・保育園の設置方法を検討し、運営方針を決定します。	子ども支援課	①池田保育園と旭ヶ丘保育園の2園については、現行どおり指定管理のままとする旨決定 ②公立の幼稚園、保育園のあり方について検証・検討	66,892	検討終了	幼児教育・保育の無償化や女性の就業率上昇の影響により、保育ニーズが拡大し、現在利用定員が不足している状況の中、現段階では、規模縮小を前提とした幼保統廃合等の方針策定までには至らなかった。（「今後5年間」、「今後10年以降」の見通しについては報告済み）	×	—	—
73	行政サービスの役割分担	市業務の民間委託の検討	市が行う業務について民間委託を検討します。	企画防災課	①文化財保護センター（埋蔵文化財発掘業務）の委託化の検討 ②月見センターの処理施設更新に伴う委託化の検討 ③その他、民間委託が可能な市業務の実現性の調査 ④先進自治体の研究	—	未完了	民間委託について、実現性の調査研究を進めているが、結論に至っていない。引き続き調査研究を進める。	○	柱3：人財・組織 方針③：地域力向上団体、NPO等との連携促進(新)	—